

令和8年9月より



0～2歳児の保育料が全員無償になります

大阪市では、どのような家庭状況であっても、等しく子育てができる環境を整えるため、認可保育施設を利用する0～2歳児の保育料無償化の対象を第1子まで拡充します

保育料無償化の制度概要

対象施設

- ◆ 保育所
- ◆ 認定こども園（2号・3号）
- ◆ 地域型保育事業

開始時期

令和8年9月分の保育料から

※支払い時期は施設により異なります

対象児童

認可保育施設に通う0～2歳児クラスのお子さん（大阪市在住の方）

※以下に該当する方は、すでに保育料が無償化されています

- ・ 3～5歳児クラスのお子さん
- ・ 0～2歳児クラスの第2子以降のお子さん（本市独自で令和6年9月から実施）
- ・ 住民税非課税世帯のお子さん

※市外の認可保育施設に通うお子さんも対象です

対象費用

保育必要量の認定により決定した時間内の**月額保育料**

※延長保育利用料など、その他の保育サービスの利用にかかる費用は対象外

手続き

申請手続きは不要

国・市の保育料制度について【0～2歳児・住民税課税世帯の場合】

	第1子	第2子	第3子
国制度	全額負担	半額負担 (※)	無償化 (※)
大阪市 (令和8年8月まで)	全額負担	無償化	無償化
大阪市 (令和8年9月から)	無償化	無償化	無償化

(※) 第1子の年齢等により全額負担などになる場合あり

【お問い合わせ先】

お住まいの区の保健福祉センター 保育担当
または こども青少年局幼保企画課 幼保利用グループ
TEL.06-6208-8106

詳細は
大阪市ホームページ

